

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和2年3月18日（水）

（案件名）

- ・ 令和2年度地方債同意等基準等の告示について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

南里課長補佐（内23394）

令和2年度地方債同意等基準等の告示について

令和2年3月
自治財政局地方債課

■ 地方財政法及び同法施行令に基づき、以下の計画・基準等を告示

1 令和2年度地方債計画（令和2年度地方財政対策と併せて、令和元年12月20日に報道発表）

「地方債計画」・・・総務大臣等が同意又は許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類
（法第5条の3⑩、令第20条①、③）

【主な特色】

- 通常収支分と東日本大震災分を合わせた総額は、11兆7,360億円（前年度比2,725億円、2.3%減）
- 地方公共団体が緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、新たに緊急浚渫推進事業（900億円）を計上
- 緊急防災・減災事業について、指定避難所等の浸水対策等を新たに対象事業に追加し、前年度同額の5,000億円を計上

2 令和2年度地方債同意等基準

「地方債同意等基準」・・・総務大臣及び都道府県知事が同意又は許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準（法第5条の3⑩、令第20条②）

※ 都道府県・指定都市は総務大臣、一般市町村は都道府県知事の同意又は許可が必要

【主な変更点】

- 新たに創設する緊急浚渫推進事業を事業区分に追加し、対象事業を規定
- 一般補助施設整備等事業の対象に一時保護所整備事業を追加

3 令和2年度地方債充当率

「地方債充当率」・・・事業区分ごとに地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率（法第5条の3⑩、令第20条④）

【主な変更点】

- 緊急浚渫推進事業の充当率を規定（100%）

【根拠法令】

○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三（略）

- 10 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項の規定による協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第七項各号に掲げる地方債並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 11 総務大臣は、第一項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 277 号）（抄）

（地方債計画等）

- 第二十条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 二 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 三 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 3 総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

令和2年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,195	16,627	△ 432	△ 2.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306	△ 21.5
3 公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30	△ 2.6
4 災害復旧事業	1,148	955	193	20.2
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75	△ 2.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33	△ 2.6
(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10	△ 2.6
(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17	△ 2.6
(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15	△ 2.6
(5) 施設（一般財源化分）	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	26,807	25,415	1,392	5.5
(1) 一般	2,605	2,113	492	23.3
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	900	-	900	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,210	0	0.0
(1) 辺地対策	510	510	0	0.0
(2) 過疎対策	4,700	4,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	59,720	59,978	△ 258	△ 0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	5,570	5,946	△ 376	△ 6.3
2 工業用水道事業	338	307	31	10.1
3 交通事業	1,562	1,420	142	10.0
4 電気事業・ガス事業	260	262	△ 2	△ 0.8
5 港湾整備事業	555	569	△ 14	△ 2.5
6 病院事業・介護サービス事業	3,599	4,005	△ 406	△ 10.1
7 市場事業・と畜場事業	343	362	△ 19	△ 5.2
8 地域開発事業	708	912	△ 204	△ 22.4
9 下水道事業	12,383	12,773	△ 390	△ 3.1
10 観光その他事業	100	154	△ 54	△ 35.1
計	25,418	26,710	△ 1,292	△ 4.8
合 計	85,138	86,688	△ 1,550	△ 1.8

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債		31,398	32,568	△ 1,171	△ 3.6
四 退 職 手 当 債		800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
総 計		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
		117,336	120,056	△ 2,721	△ 2.3
内 訳	普 通 会 計 分	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
	公 営 企 業 会 計 等 分	24,553	25,774	△ 1,221	△ 4.7
資 金 区 分					
公 的 資 金		47,547	47,892	△ 345	△ 0.7
財 政 融 資 資 金		29,326	29,507	△ 181	△ 0.6
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金		18,221	18,385	△ 164	△ 0.9
(国 の 予 算 等 貸 付 金)		(247)	(281)	(△ 34)	(△ 12.1)
民 間 等 資 金		69,789	72,164	△ 2,376	△ 3.3
市 場 公 募		38,500	39,400	△ 900	△ 2.3
銀 行 等 引 受		31,289	32,764	△ 1,475	△ 4.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和2年度地方債計画

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円、%)

項 目		令和2年度 計画額 (A)	令和元年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	14	9	5	55.6
	災害復旧事業	7	10	△ 3	△ 30.0
	一般単独事業	1	3	△ 2	△ 66.7
公営企業債					
	水道事業	1	-	1	皆増
	下水道事業	1	6	△ 5	△ 83.3
国の予算等貸付金債		(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)
総 計		(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)
		24	28	△ 4	△ 14.3
内 訳	普 通 会 計 分	15	12	3	25.0
	公 営 企 業 会 計 等 分	9	16	△ 7	△ 43.8
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	20	20	0	0.0
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	4	8	△ 4	△ 50.0
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(2)	(5)	(△ 3)	(△ 60.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和2年度地方債充当率（抜粋）

1 基本となる事業別地方債充当率 （通常収支分）

項 目	令 和 2 年 度 充 当 率	令 和 元 年 度 充 当 率
一 一 般 会 計 債		
1 公 共 事 業 等	90%	90%
2 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業	100%	100%
3 公 営 住 宅 建 設 事 業	100%	100%
4 災 害 復 旧 事 業	100%	100%
5 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業		
(1) 学 校 教 育 施 設 等	90%	90%
(2) 社 会 福 祉 施 設	80%	80%
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	90%	90%
(4) 一 般 補 助 施 設 等	75%	75%
(5) 施 設 （ 一 般 財 源 化 分 ）	100%	100%
6 一 般 単 独 事 業		
(1) 一 般	75%	75%
(2) 地 域 活 性 化	90%	90%
(3) 防 災 対 策	90%	90%
(4) 地 方 道 路 等	90%	90%
(5) 旧 合 併 特 例	95%	95%
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	100%	100%
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	90%	90%
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	100%	100%
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	100%	-
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業		
(1) 辺 地 対 策		
(2) 過 疎 対 策		
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業		
9 行 政 改 革 推 進		
10 調 整	100%	100%
二 公 営 企 業 債		
三 臨 時 財 政 対 策 債		
四 退 職 手 当 債		
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		

(東日本大震災分)

復旧・復興事業

項 目	令和2年度 充 当 率	令和元年度 充 当 率
一 一般会計債	100%	100%
1 公営住宅建設事業		
2 災害復旧事業		
3 一般単独事業		
二 公営企業債		
三 被災施設借換債		
四 国の予算等貸付金債		